

主な事業と行事

一、長良天神神社を大切に思う人々が会員となり、神社を護り伝える活動を行う。

二、毎年十一月二十三日午前十時より奉賛会大祭を執行し、終了後参集殿に於いて総会を開き、直会懇親会を開催する。

三、神社建物の火災保険に加入。神社の案内大看板の保守に協賛する。

四、長良地区にお住いの米寿、卒寿、白寿の方々をお招きし、長良川解禁と共に始まる鵜飼の初鮎が、当神社に奉納される吉例に併せて、この好機に初鮎の鮎粥をさしあげ、もって御長寿を祝福申し上げる賀寿祭に紅白饅頭と手拭を贈呈する。

五、神社便り「梅香」を年二回発行し氏子全戸に配布する。

奉賛会会費(年額)と特典

正会員 五千元

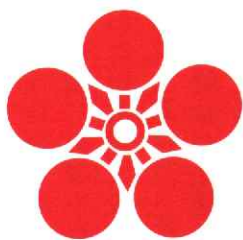
- ・十一月二十三日の大祭と総会の御案内。
- ・年二回発行の神社便り「梅香」を配布。
- ・毎月二日、十五日、(二十五日は何方でも参列出来ます)
- ・午前十時執行の月次祭に参列出来ます。

特別会員 一万円以上

- ・十一月二十三日の大祭と総会の御案内。
- ・年二回発行の神社便り「梅香」を配布。
- ・毎月二日、十五日、二十五日(は何方でも参列出来ます)
- ・午前十時執行の月次祭に参列出来ます。
- ・四月五日の例祭に御案内。
- ・五月十二日の賀寿祭に御案内。

長良天神神社

奉賛会 入会のご案内



長良の産土神と
心をつなぐ

長良天神神社
ホームページ



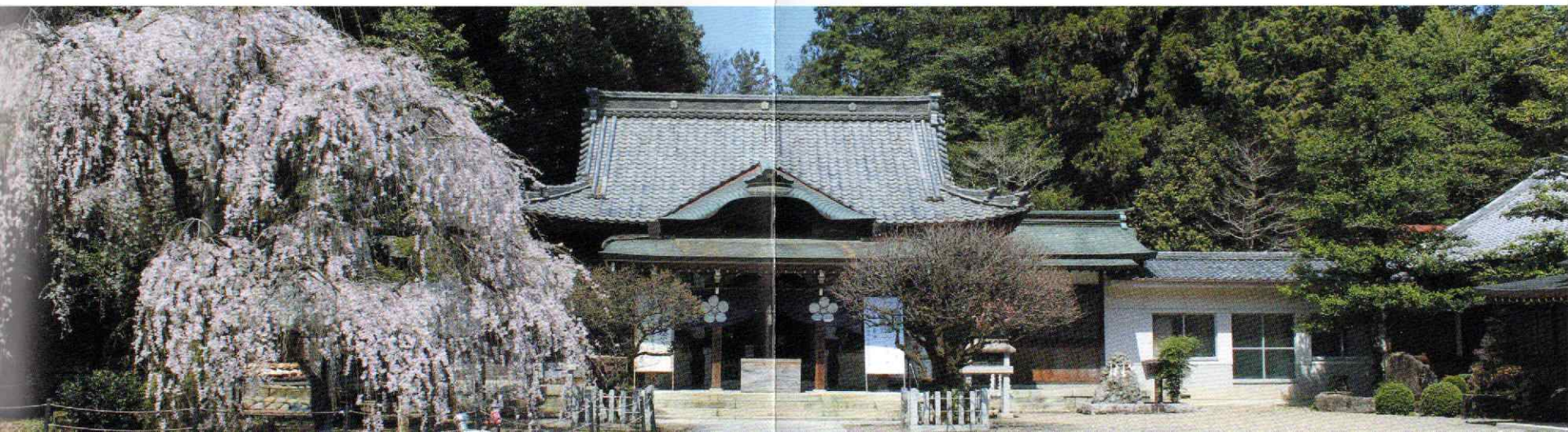
長良天神神社奉賛会

〒五〇二・〇〇七一

岐阜市長良一九七二番一

長良天神神社社務所内

電話〇五八(二三)七七〇三



天神さまとの絆を!!

天神神社奉賛会入会のお奨め

長良の産土神と鎮まります長良天神神社は、室町時代斎藤家が祀ったと伝えられています。昭和三十四年の台風十五号（伊勢湾台風）の被害復興のために行われた昭和大造営は、一朝一夕に成し遂げられたのではなく、造営奉賛会が組織されその活動が二十余年に亘り数次の造営を継続した積み重ねであると共に、氏子崇敬者の積誠奉仕の結晶であり、荘厳な社殿を備えた大社の趣のある境内となりました。

造営奉賛会は、完成と共に解散されましたが、長年親しんで来た会員の方々から復活の要望

が相次ぎ、昭和六十一年に現在の奉賛会が設立され、毎年大祭を執行すると共に総会を開催して、御神徳光被の喜びを分かち合うと共に、会員相互の親睦を深める行事を催し、また神徳の高揚、神社の護持に必要な事業を行なうて参りました。

長良天神神社奉賛会は、過去の長良天神神社造営史の中でも類のない画期的な大造営によって結ばれた氏子崇敬者の会であり、この絆が末永く続き氏子崇敬者の安泰と長良の郷が豊かに立ち栄えますよう御案内申し上げます。

奉賛会の趣旨にご賛同の方は、ご入会頂きます様お願い申し上げます。



長良天神神社奉賛会規約

- 第一条 本会は、長良天神神社奉賛会と称す。
- 第二条 本会の事務所は、長良天神神社に置く。
- 第三条 本会は、長良天神神社を信奉し神徳を發揚するため諸行事を推進すると共に、会員相互の交流を深め明るい社会造りに貢献するを目的とする。
- 第四条 本会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。
 - 一、毎年奉賛会大祭を執行する。
 - 二、年一回定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開くことがある。
 - 三、天神神社の護持に留意し、必要に応じ施策を行う。
 - 四、会員相互の親睦及研修の行事を推進する。
- 第五条 本会の趣旨目的に賛同し、会費を納入した者を以て会員とする。

会員は、自由意志によって脱会することができ、

二年以上会費滞納の場合は、自動的に脱会したものとする。
- 第六条 本会に左の役員を置く。

会 長	一 名
副会長	若干名
理事	若干名
- 会 計

監 査	二 名
-----	-----
- 第七条 役員は総会に於いて選任する。

役員の任期三年とする。但し再任を妨げない。
- 第八条 役員会及総会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
- 第九条 本会は長良天神神社氏子総代会との連携を密にするため、氏子総代会長を顧問に推戴する。
- 第十条 本会の経費は、会員会費、寄付金、その他の収入を以て充てる。

会費は年額一口金五千元とする。
- 第十一条 会計年度は十月一日に始まり、翌年九月三十日に終る。
- 第十二条 この規約は、総会に於いて出席者の過半数の賛成を以て成立し、改正の場合も之に準ずる。

昭和六十一年十一月二十三日施行
平成五年十一月二十三日一部改正（第九条）